「宍道湖及び中海に係る第6期湖沼水質保全計画(素案)」に対するパブリックコメントの状況について

1 募集期間 平成26年10月24日~11月25日

2 意見数 宍道湖 13件

中海 4件 *島根県提出分

3 意見の内容と考え方

長期ビジョン

No		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	宍道湖• 中海	長期ビジョンの「みんなで守り、はぐくむ生命、豊かできれいな宍道湖」 と「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」は具体的にビジョンとしてどのような相違があるのか。	ご意見の「長期ビジョン」(宍道湖計画書p5、中海計画書p6)については、平成17年湖沼水質保全特別措置法の改正時に新たに湖沼水質保全計画に盛り込む項目として定められたもので、宍道湖及び中海は第5期湖沼水質保全計画から盛り込んでいます。 宍道湖においても、中海においてもそれぞれ環境審議会やパブリックコメントなどを経て決定しております。 長期ビジョンは、宍道湖・中海それぞれの望ましい将来像としてかかげられたものであり、平成45年度を目途に実現することとしています。
2	: 宍道湖	宍道湖の長期ビジョンは「豊かできれいな宍道湖」となっているが、宍 道湖の利用形態及び生態学的視点からすれば、「豊かで」と「きれいな」 は両立は難しいのではないのか。	魚介類を始めとする「生態系の豊かさ」と、人々に安らぎを与える「美しい水辺空間」の両立を目指して設定したものです。 ここで言う「生態系の豊かさ」とは、計画書5ページの長期ビジョンにおいて「望ましい湖沼の将来像」として掲げているもので、その一例としては「シジミを始め「宍道湖七珍」と呼ばれる豊かな魚介類が生息する」環境を表しています。また、「美しい水辺空間」は同じく長期ビジョンで「人々の暮らしに安らぎを与える」風景として示しています。

望ましい将来像に向けての評価指標

No		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
3	宍道湖	8ページ(2)②で「シジミ漁業が好調だった、1980年代頃の環境の再生を目指す」とは具体的にどのような環境を示しているのか。なぜ、唐突に80年代の環境が指標として示されるのか、その科学的な根拠を明らかにしてもらいたい。また、どのような方法をとれば、80年代の環境になるのかその道筋を明らかにすべきではないのか。	計画書5ページの長期ビジョンで、島根県では、「人々に恵みや潤いをもたらす豊かな汽水域生態系」を守り、受け継いでいくことをうたっています。具体的にどのような環境がシジミにとって好適であるかについては明らかになっていないため、現在、専門家からなる「宍道湖保全再生協議会」で、シジミ資源の変動要因の解明と対策等の検討を、平成29年を目指して行っているところで、その過程でシジミ漁業が好調であった1980年代頃の環境や、資源が減少している現在の環境について調査、分析も行っています。その結果を踏まえて、今後の具体的な目標やそのための対策を検討して参ります。 従って、計画書8ページ(2)②の【目指す方向】は下記のとおり修正します。 〈修正文〉 平成24年度に専門家で構成される「宍道湖保全再生協議会」を設置し、豊かな湖沼環境の再生を目指し、シジミ資源の変動要因の解明と対策の検討を行う。 また、併せて計画書16ページ(4)「漁業を通じた水質保全の推進」の4行目以降についても下記のとおり一部修正します。 〈修正文〉 ・・・「宍道湖自然再生協議会」などで、豊かな水産資源が生息できるような環境の再生を目指し、総合的なアプローチによりシジミ資源の変動要因の解明と対策の検討を行う。

生活排水対策等

No		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	宍道湖		ご意見のあった汚水処理施設の整備については、島根県生活排水処理ビジョン(第4次構想)に基づき、現状で実施可能な施設整備を計画的に実施しています。 計画書9~10ページの「4. 水質の保全に資する事業」に、下水道や浄化槽など生活排水対策の計画を記載しています。また、これまでの整備の進み具合
5	宍道湖	宍道湖のしじみを安定的に取れるよう、下水道の整備、高度処理型浄化 槽の設置で水質保全に力を入れて欲しい。	を、計画書3ページの「1. 水質保全対策の実施状況」にグラフで示してありま
6	宍道湖	のだと思う。 これから更に宍道湖の水質が悪化しないよう保全活動がもっと必要になる	ご意見のあったシジミの資源量については、現在、専門家からなる「宍道湖保全再生協議会」で、シジミ資源の変動要因の解明と対策等の検討を行っているところで、この結果を踏まえて、今後の水質保全対策を検討します。 なお、計画書16ページの「6.(4)漁業を通じた水質保全の推進」に、こうした調査、検討を通じて、豊かな水産資源が生息できるような環境の再生を目指すとしています。

湖内等の対策

No		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
7	, 宍道湖• 中海	藻場で藻を食べたり、産卵する魚類や蟹が棲息している実態を勘案して、藻刈りは控えて、湖岸に潮流で漂着した藻を回収するようにして下さい。	ご意見のとおり、藻場は生物の生息環境の形成に重要な場所ですが、他方、 異常繁茂すると景観の悪化や腐って水質、生態への悪影響が発生するため、 繁茂状況に応じた適正な管理が必要と考えています。 なお、湖岸に打ち上げられた海藻などは、河川管理者による定期的な巡視で 確認し、必要に応じて回収を行っています。
8	3 宍道湖	6ページ②の自然浄化機能の回復で、前期計画では、「藻場の回復」が 浅場造成と共に記載されていたが、今回記載されなくなった。記載されな くなった理由について科学的な知見に基づく根拠を示してもらいたい。	宍道湖の自然浄化機能の回復は、国による浅場造成により植物(ヨシなど)の発達を促すなど、湖の自然浄化機能の回復を図ることとしており、このほかに宍道湖で藻場を造成する計画がなくなったことから削除しました。 なお、水質改善に寄与するヨシ原について、計画書11ページの「(3)①湖内対策の推進」に湖沼の自然浄化機能の回復として、また、計画書15ページの「④」に物質循環の観点からのヨシ原の管理について記載しています。
9	宍道湖	17ページ(6)⑤自然湖岸の創出で、浅場造成だけが記載されているが、前期計画で評価されていたヨシ原が今期計画で除外された、根拠を科学的な知見を含め明らかにしてもらいたい。湖沼法がいうところの「湖沼の水質の保全を図る観点から、湖沼周辺の植生が存在する地区を湖辺環境保護地区として指定し」という理念との間には乖離があるのではなのか。	カによるヨシ帯の拡大を目指すとともに、水質改善に寄与するヨシ帯の保全や 物質循環の観点から刈り取って持ち出すことが重要であることから、刈り取り、

住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進

No		で意見の概要	ご意見に対する考え方
10	宍道湖	宍道湖が遊泳禁止になりその頃から宍道湖が遠くになってしまった。 子どもたちが前のように自由に遊べる宍道湖になればもっと興味がわく かと思う。	ご意見のあったとおり、特に子どもたちが宍道湖と触れ合う空間や機会を多くすることは、大切なことと思っています。 計画書の中では、17ページの「(6)②住民の理解と協力の確保」において水辺の新しい活用の可能性を創造し、元気のある水辺とまちづくりを目指す取り組みや、「(6)⑤自然湖岸の創出」において、水辺のふれあい空間の創出などについて記載し、宍道湖がより身近に感じられる施策を掲げています。また、17ページの「(5)ラムサール条約登録湿地の環境保全と賢明な利用(ワイズユース)の促進」及び「(7)環境学習及び普及啓発活動の推進」に子どもたちへの情報発信や普及啓発また環境教育について記載し、子供たちの興味を喚起する施策も盛り込んでいます。 なお、ご意見を参考にして、計画書17ページの「(7)環境学習及び普及啓発の推進」を以下のとおり加筆修正します。 「・・・・フォトコンテスト等を実施することにより、参加した子どもたちがより宍道湖に親しみを感じやすくなる機会を提供する。」
11	中海	汚濁負荷を更に減少させるためには地域や個人の意識の向上が必要だと思う。 「6(6)住民の理解と協力及び参加による保全活動」にもう少し力を入れてはどうか。 特に、子供が関わればその家庭も巻き込んで意識の向上をさせることがでるように感じる。宍道湖・中海のすぐ近くに住む子供には、より身近さと大切さを感じさせる事業を、その他の子供にも宍道湖・中海のような環境は財産であり、守るべきものであるとの意識付けを出来るような事業をしてほしい。	ご意見のとおり、各家庭や地域での水質保全に係る継続的な意識向上の取組みが重要と考えており、計画書12ページの「(2)生活排水対策①」にあるとおり、ストレーナーの使用や洗剤の適正使用などの周知に取り組んでいます。また、計画書の中では、6ページ【長期ビジョンを実現するための道筋及び施策の方針】の「④、⑤」はじめとし、8ページの「3(2)①」、17ページの「(5)(7)」に子どもたちを対象にした啓発や環境学習について記載しています。なお、特に子どもたちを巻き込んだ取りくみも重要と考えており、ご意見を参
12	宍道湖· 中海	皆さんが、環境に良いとされる取り組みを一時的には実行されるのでしょうが、継続がとても難しく、断念する方もたくさんおられると思う。忘れていた中で、はっと気づかされる機会を作ることも必要と思う。 宍道湖、中海を見ながら育ち、生活してきた方々は、湖を守るために何をしなければいけないかと気付いてくれたら良いと思う。 また一時的なことかもしれないが、少しでもしないよりはいいかなと思う。	考にして、計画書17ページの「(7)環境学習及び普及啓発の推進」を以下

その他

N	lo		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	13	宍道湖	間伐材を利用した土留め工を島根県でも奨めて、山地防災と森林保全を西立させて下さい。	山地防災と森林保全については、宍道湖への流入負荷削減の観点から、14ページの③「自然地域対策」において森林の適正管理や治山・砂防事業の推進を記載しております。 ご意見のあった間伐材の利用については、島根県木材利用率先計画に基づき、1工事現場1木材利用を目標に県内産の間伐材利用に努めているところです。 今後も木材利用を進めるよう事業実施機関に働きかけます。